

令和8年6月11日

清水町議会議長 山下清美様

発議者 清水町議会議員 鈴木孝寿

発議者 清水町議会議員 佐藤幸一

令和8年議案第34号町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例の制定についてに対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

別紙

令和8年議案第34号町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例の制定についてに対する修正案

令和8年議案第34号町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例の制定についての一部を次の表のように修正する。

(下線部分は改正箇所)

修正後	修正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。